

2.大学院の管理運営

(1)大学院の管理運営体制

a.大学院研究科の教学上の管理運営組織の内容とその活動上の適切性

現状の説明

大学院は、4研究科と6専攻から構成される。「法学研究科」は法律学専攻、「経営学研究科」は経営学専攻、「文学研究科」は英文学専攻、フランス文学専攻及び国際文化専攻、「経済学研究科」は経済学専攻である。「大学規程」によると、管理運営組織として、「専攻委員会」は、(1)専攻主任の推薦、(2)大学院学則の改正に関する事項、(3)大学院担当教員の資格審査に関する事項、(4)学位審査に関する事項、(5)学科課程に関する事項、(6)学生の入学、退学、休学、復学、課程の修了に関する事項、以上の事項の立案、(7)その他専攻に関する事項を処理している。「研究科委員会」は、(1)研究科長の推薦、(2)大学院学則の改正に関する事項、(3)大学院担当教員の資格審査に関する事項、(4)学位審査に関する事項、(5)大学院委員の推薦、(6)専攻主任の承認、(7)学科課程に関する事項、(8)学生の入学、退学、休学、復学、課程の修了に関する事項、(9)その他研究科に関する事項を処理している。

「研究科長・専攻科主任協議会」は、大学院委員会の管理運営をスムーズにするために、事前に審議し、全体的な意思の疎通を図っている。「大学院委員会」は、委員長である学長がこれを招集して、研究科を代表する大学院学務部長がこれを進行している。(1)学務部長の推薦、(2)大学院学則及び規則の改廃に関する事項、(3)大学院担当教員の資格審査の承認に関する事項、(4)学位授与の承認に関する事項、(5)その他大学院に関する重要な事項を処理している。研究科委員会、専攻委員会の自治を尊重しながら、研究科長・専攻科主任協議会が事前に協議して、大学院委員会に諮っているので、管理運営組織の内容とその活動上の適切性は良好であると思われる。

点検・評価 長所と問題点

大学院学務部長は、研究科長・専攻主任の意見を可能な限り調整して、反復的な事項を処理している。しかし、大学院の充実と将来発展を模索するとなると、研究科長との兼務であるだけに、なかなか対応しえないのが実状である。これを調査して企画・立案するのが学務部長一人でしかない、まさに孤立無援で対応している実状にあっては、そこには限界がある。大学規程によると、「学長の委嘱を受け、大学院の業務を掌る」のが学務部長であるので、大学院の日常業務として、反復的な事項を処理している限りでは、問題はないが、大学院の生き残り¹を賭けて、大学院の充実と将来発展を模索するとなると、これを調査して企画・立案していただく事務機構の改善・改革、また、組織的な取り組みが必要であるのでは、ということである。

将来の改善・改革に向けての方策

事務機構の改善・改革は事務局首脳の自発を期待するしかない。また、組織的な取り組みとしては、臨時に企画室、準備室等を設置して対応することが考慮されよう。しかし、これもまた、大学機構の問題となる。要望ないし要求として、大学院の充実と将来発展に対する大学首脳の意識を期待するしかない。

b.大学院の審議機関(大学院研究科委員会等)と学部教授会との間の相互関係の適切性

現状の説明

教員の募集・任免・昇格は「学部教授会」に委ねられている。したがって、「研究科委員会」は学部の教授、「資格審査内規」に基づいて、資格を審査された教授によって構成される。学部教授会に連動して、研究科委員会が開催されることも多い。「大学院委員会」についても、研究科長・専攻主任は

もちろん、研究科の母体にある学部の学部長、その学部で選出される大学院委員 1名から構成される。学部の意見、専攻の意見も十分に反映されている。したがって、相互関係の適切性は良好であると思われる。

点検・評価 長所と問題点

研究科委員会は、資格を審査された教授によって構成されるので、そこには限界がある。大学院において講義しない教員に、大学院の充実と将来発展を模索してもらえないことが危惧されるのである。いずれは大学院の将来を担ってもらわなければならないだけに、「自己の学部・専攻」、「自己の研究科・専攻」としての自覚をしてもらわなければならないのでは、ということである。

将来の改善 改革に向けての方策

大学院において講義していない教員にも、大学院の充実と将来発展を自覚をしてもらうために、例えば、経営学研究科においては、研究科委員会で処理しなければならない最小限の項目は除いて、「商学部教授会」において懇談するようにしている。

c. 大学院の審議機関 (大学院研究科委員会等) の長の選任手続の適切性

現状の説明

大学院委員会の「委員長」は学長が兼務している。「大学院学務部長」は、研究科長のうちから、大学院委員会の推薦によってそれぞれ推薦されている。「専攻主任」は専攻委員会によって、「研究科長」は研究科委員会によって選出されている。また、大学院委員会を構成する研究科長・専攻主任と学部長以外の「大学院委員」は研究科委員会によって選出されている。任期は1期2年である。専攻主任、研究科長、学務部長及び大学院委員は、直接かつ単記、無記名の投票によって、委員の3分の2以上が出席する各委員会における3分の2以上の得票によって選出されている。公正かつ合理的である。したがって、選任手続の適切性は良好であると思われる。

点検・評価 長所と問題点

大学院の管理運営にとっては、特に問題はない。

将来の改善 改革に向けての方策

大学院の管理運営にとっては、現状を見守っているところである。